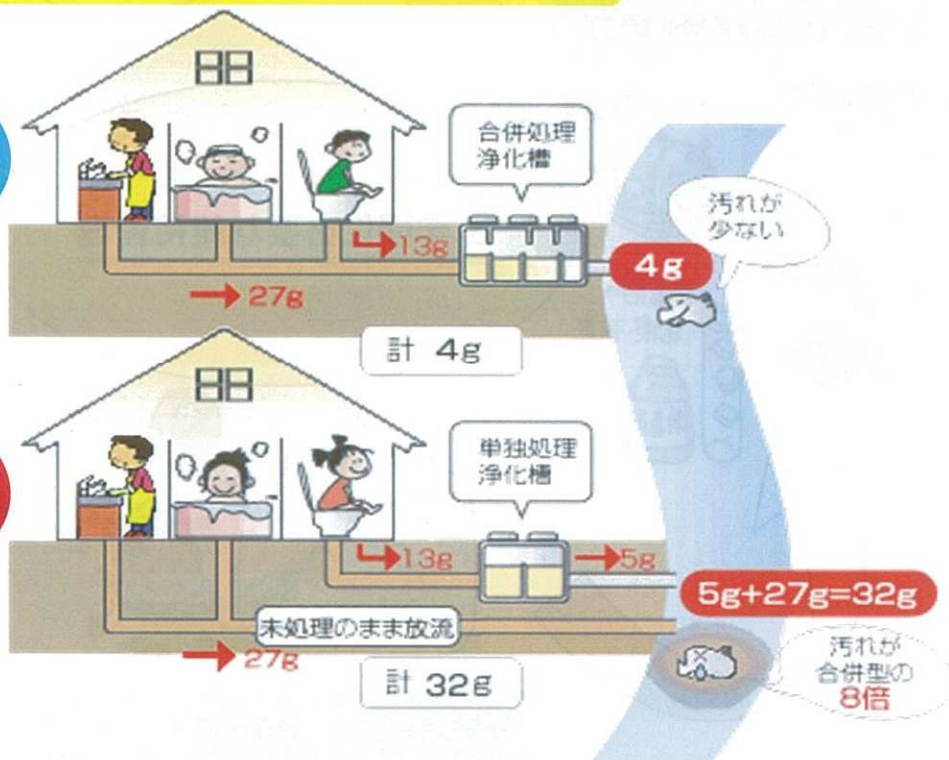


これが決まり! これが決まり! ～浄化槽は生きています～

単独処理浄化槽は、微生物の働きによって、トイレから出る排水の汚れをきれいにする装置です。身近な水環境を守るため、浄化槽の「決まり」を守って正しく使いましょう。

トイレ・台所・風呂等からの排水の水質汚濁物質量は1人あたり1日40g!!
(BOD 濃度×水量で算出、BOD とは水の汚れの指標です)

《合併処理浄化槽》
下水処理場並みの処理性能



◎浄化槽内の微生物にダメージを与えないよう、日ごろの「決まり」を守ろう!!

浄化槽の機能を維持するためには、浄化槽内の微生物が活発に働ける環境を整えておく必要があります。微生物にダメージを与えないよう、次の「決まり」を守りましょう。

★使用上の注意

- トイレットペーパー以外のものを流さない(例:紙おむつ、衛生用品、タバコの吸いがら等)
- 清掃には酸性・アルカリ性の強い薬品を使わない(中性のものを使用)
- 送風機の電源を切らない
- 浄化槽の上に物を置かない



●兵庫県知事指定浄化槽検査機関

一般社団法人 **兵庫県水質保全センター**

TEL 078-306-6020(総務課) 078-306-6021(浄化槽検査課)

ホームページ: <http://www.hyogo-suishitsu.jp>

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課 監修

維持管理・検査に関するお問合せは



エコアクション21
認証番号 0002335

保守点検・清掃・法定検査の「決まり」を守ろう！！

浄化槽の機能を十分に発揮させるためには、正しい使い方とともに適正な維持管理が欠かせません。維持管理を適切に行わないと、汚れたままの水が流れ出てしまうなど水質の悪化や悪臭の原因となります。浄化槽が本来の機能を発揮するために、保守点検・清掃・法定検査の「決まり」を守りましょう。

(※ 保守点検・清掃・法定検査を実施することが法律(浄化槽法)で浄化槽設置者に義務付けられています。)

「保守点検」 年3回以上※
装置の調整・修理、清掃時期の判断等。(浄化槽の機能維持)



1年間に必要な維持管理



「清掃」 年1回以上※
汚泥の引き抜き・付属機器類の洗浄掃除等。(浄化槽の機能回復)



浄化槽の健康診断だよ

「法定検査」 毎年1回

保守点検や清掃がきちんと行われているか、正常に働いているかなどを総合的に検査。(浄化槽の機能確認)

保守点検と清掃の「決まり」を守らないと法定検査で**不適正**となります。

※保守点検と清掃の回数は処理方式等により異なりますのでお問合せ下さい。

浄化槽を人間に例えると…



- ・保守点検は、県又は政令市に登録されている保守点検業者に依頼してください。
- ・清掃は、市町長の許可を受けた清掃業者に依頼してください。
- ・法定検査は、県知事の指定を受けた検査機関(兵庫県水質保全センター)が実施します。
- ・合併浄化槽への入れ替えの際に、自治体によっては補助金を申請することができます。

